

第3次 吉川市防犯推進計画

平成30年3月

吉 川 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 防犯のまちづくりの基本理念	1
3 計画の期間と構成	1
(1) 計画の期間	1
(2) 計画の対象犯罪	2
(3) 計画の位置付け	2

第2章 犯罪を取り巻く状況

1 吉川市内及び埼玉県内の犯罪の現状	3
(1) 吉川市内の刑法犯認知件数・検挙の状況	3
(2) 吉川市内の犯罪の罪種別認知件数の状況	4
(3) 吉川市内の街頭犯罪・侵入盗の状況	4
(4) 埼玉県内の少年非行の状況	5
(5) 埼玉県内の子どもに対する声かけ事案の状況	6
(6) 吉川市内の振り込め詐欺の被害発生件数・被害額	7
2 市民の意識	7

第3章 防犯まちづくり計画

1 基本目標	8
2 数値目標	8
3 基本方向	8
4 役割分担	9
(1) 市の主な役割	9
(2) 市民の主な役割	9
(3) 地域の主な役割	9
(4) 事業所の主な役割	9
(5) 県の主な役割	9
(6) 警察の主な役割	9
5 施策の体系	10
6 施策の内容	11
(1) 防犯意識の高揚	11
(2) 地域の防犯力の向上	13
(3) 子どもの安全確保	17
(4) 安全・安心な都市環境づくり	21

(5) 規範意識の高揚	23
-------------------	----

第4章 計画の推進

1 推進体制	27
(1) 吉川市わがまち防犯隊連絡会	27
(2) 吉川市防犯推進計画庁内会議	27
2 進行管理	27

参考資料

1 全国の認知件数・検挙の推移	28
2 刑法犯少年の検挙人員の推移（全国）	28
3 来日外国人犯罪の検挙件数の推移（全国）	28
4 振り込め詐欺の被害発生件数・被害額（全国）	29
5 吉川市内の認知件数・検挙の推移	29
6 吉川市内の振り込め詐欺の被害発生件数・被害額	29
7 埼玉県内の認知件数・検挙の推移	30
8 埼玉県内の市区町村別の犯罪率（平成27・28年）	31
9 埼玉県内の子どもの声かけ事案の発生状況（平成28年）	32
10 吉川市安全安心都市宣言の概要	35
11 吉川市わがまち防犯隊連絡会会則	37
12 第3次吉川市防犯推進計画の策定経過	39
13 犯罪統計出展	39

第1章 計画の基本的事項

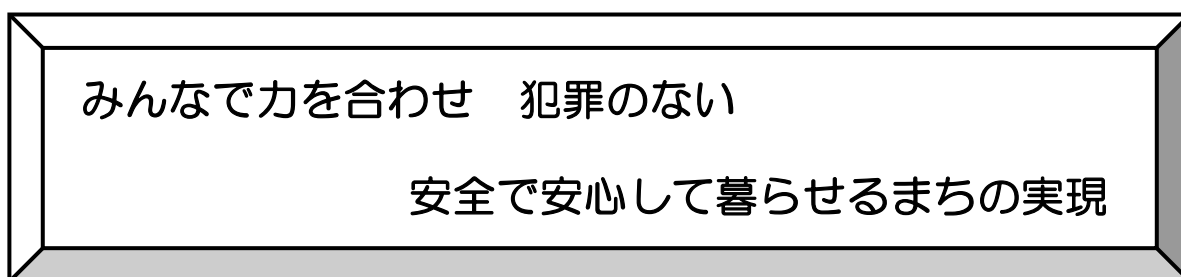
1 計画策定の趣旨

市では平成18年9月28日に「吉川市安全安心都市宣言」を制定し、市、市民、地域、事業所、警察などが一体となって犯罪や交通事故のない安全で安心なまちの実現に取り組んできました。「吉川市防犯推進計画」（以下「計画」という。）は、安全で安心なまちの実現に向け、本市の防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しています。

平成25年度から平成29年度までの第2次計画期間中、本市の刑法犯の認知件数は平成28年度には609件と平成25年度に比べ約40%も減少し、大きな成果を上げていますが、街頭で発生する犯罪（以下「街頭犯罪」という。）の中で自転車盗や車上狙いなどの刑法犯の認知件数が依然として高い水準のものがあります。また、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺犯罪の巧妙化や子どもへの声掛け事案や不審者情報の増加とともに、全国的にはDVや児童虐待、ストーカー事案行為といった、社会的弱者に対する暴力事案も増加傾向にあり、犯罪情勢は依然として予断を許さない状況です。

このたび、この計画期間の終了に伴い、刑法犯の認知件数の大幅な減少という成果を上げた現計画の基本理念、体系を生かしつつ、犯罪のないまちづくりを更に進めるために「(第3次)計画」を策定するものです。

2 防犯のまちづくりの基本理念



3 計画の期間と構成

(1) 計画の期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

なお、計画期間の途中でも、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

(2) 計画の対象犯罪

街頭犯罪※や侵入窃盗、子どもに対する犯罪・不審な声かけ、振り込め詐欺などの特殊詐欺など、市民の身近な場所で発生する事案を対象とします。

(3) 計画の位置付け

この計画は、本市の総合振興計画及び埼玉県防犯のまちづくり推進計画などを踏まえて策定します。

※ 街頭犯罪・・・路上強盗、ひったくり、自転車盗、オートバイ盗、自動車盗、車上ねらい、自動販売機ねらい、部品ねらいをいいます。

第2章 犯罪を取り巻く状況

1 吉川市内及び埼玉県内の犯罪の現状

(1) 吉川市内の刑法犯認知件数・検挙の状況

本市における刑法犯の認知件数※1は、平成15年に過去最高1648件という結果でしたが、平成16年以降、認知件数は減少傾向となり、平成28年は、609件となっています。

また、検挙件数※2は、認知件数の数値にかかわらず年間250件前後でほぼ横ばいとなっています。検挙率は、平成16年から上昇し、平成28年には24%となっています。

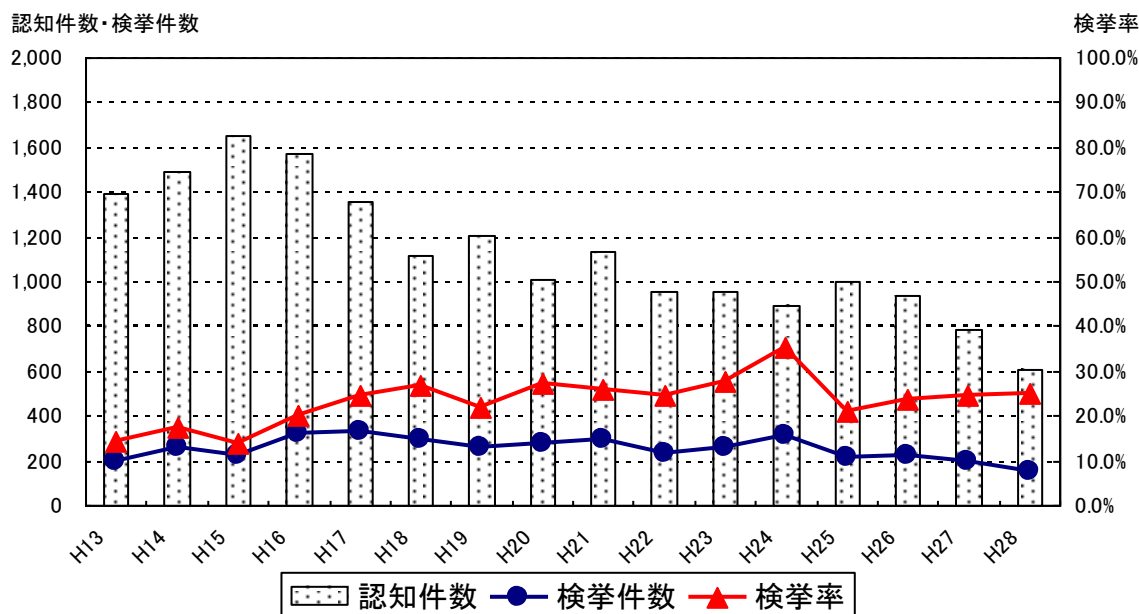
犯罪件数が減少したのは、市内で結成された吉川市わがまち防犯隊連絡会※3のパトロールの実施など、自主的な活動への取組の効果が表れたものと思われる。

※1 刑法犯認知件数とは、刑法犯の総数から交通関係の業務上（重）過失致死傷罪を除いたもので、被害の届出、告訴、告発その他の端緒によりその発生を警察が確認した件数をいいます。

※2 検挙件数とは、警察で事件を送致・送付又は微罪処分した件数をいいます。

※3 吉川市わがまち防犯隊連絡会とは、構成員5人以上の平均月1回以上の活動実績のある防犯ボランティア団体で組織されています。

表1 吉川市内の刑法犯認知件数・検挙の推移



(2) 吉川市内の犯罪の罪種別認知件数の状況

刑法犯の罪種別認知件数の推移を見ると、概ね犯罪の罪種別の割合は変化が見られませんが、平成28年では全刑法犯の約73%が窃盗犯です。

表2 吉川市内の罪種別認知件数の推移

		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
平成18年	件数	4	36	839	22	6	209	1,116
	割合	0.4%	3.2%	75.2%	2.0%	0.5%	18.7%	100.0%
平成23年	件数	5	27	737	10	5	168	952
	割合	0.5%	2.8%	77.4%	1.1%	0.5%	17.7%	100.0%
平成28年	件数	2	29	445	7	3	116	609
	割合	0.16%	6.07%	73.0%	1.14%	0.4%	19.0%	100.0%

《参考：犯罪類型》

包括罪種	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
罪種	殺人 強盗 放火 強姦	暴行 傷害 脅迫 恐喝 凶器準備集合	侵入盗 乗物盗 非侵入盗	詐欺 横領 偽造 汚職 背任	賭博 わいせつ	左記以外 占有離脱物横領 器物破損 住居侵入 など

(3) 吉川市内の街頭犯罪・侵入盗の状況

道路や駐車場など街頭で発生する犯罪を総称して街頭犯罪と呼び、街頭犯罪の主なものとしては、路上強盗、ひったくり、自転車盗、オートバイ盗、自動車盗、車上ねらい、自動販売機ねらい、部品ねらいがあります。

これらの街頭犯罪と住宅や事務所などへの侵入盗を含めた犯罪件数は、平成28年では全刑法犯の約56%を占め、市民の身近な場所で発生する犯罪の割合が多い状況にあります。

街頭犯罪と侵入盗は、平成23年の598件から平成28年の343件と減少しております。

表3 吉川市内の街頭犯罪・侵入盗の件数

		街頭犯罪									侵入盗	合計
		路上強盗	ひったくり	自転車盗	オートバイ盗	自動車盗	車上ねらい	自販機ねらい	部品ねらい	小計		
平成18年	件数	1	36	175	48	55	103	52	61	531	133	664
	割合	0.1%	3.2%	15.7%	4.3%	4.9%	9.2%	4.7%	5.5%	47.6%	11.9%	59.5%
平成23年	件数	0	14	263	32	36	72	44	46	507	91	598
	割合	0.0%	1.5%	27.6%	3.4%	3.8%	7.6%	4.6%	4.8%	53.3%	9.6%	62.8%
平成28年	件数	0	4	145	5	25	82	4	25	290	53	343
	割合	0.0%	0.6%	23.8%	0.8%	4.1%	13.4%	0.6%	4.1%	47.6%	8.7%	56.3%

※割合は全刑法犯件数に対するものです。

《参考：平成23年から平成28年の犯罪認知件数の推移》

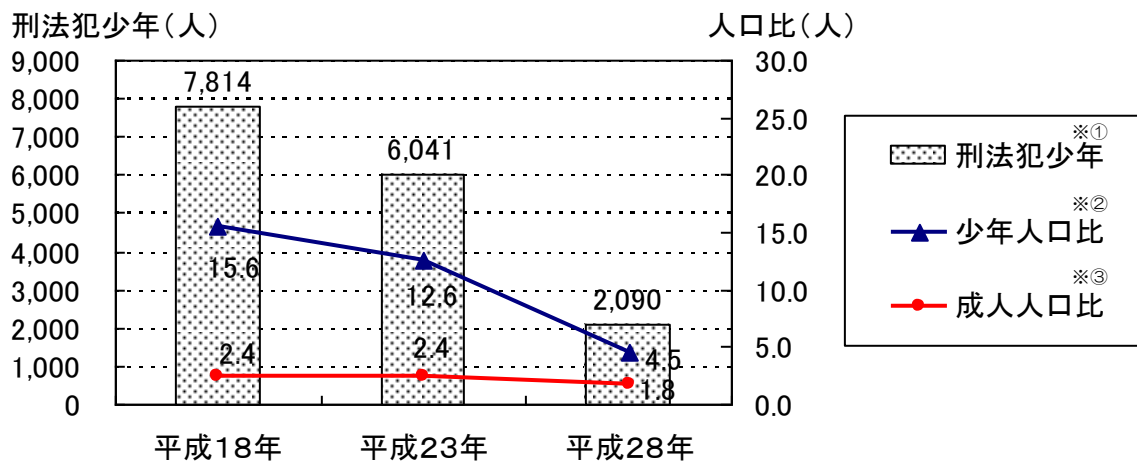
	平成23年	⇒	平成28年	
犯罪認知件数	952件		609件	343件減少
街頭犯罪 + 侵入盗	598件		343件	255件減少

(4) 埼玉県内の少年非行の状況

埼玉県内の刑法犯検挙人員は、平成23年は6,041人でしたが、平成28年は2,090人となっています。刑法犯で検挙される人口1,000人当たりの割合では、少年は4.5人に対し、成人は1.8人で、少年は成人の約2.5倍でした。

また、少年非行の割合は、再犯者率が上昇傾向で、平成28年は約42%と高くなっています。

表4 検挙された少年・成人の人口比



※① 刑法犯少年とは、刑法等に規定する罪（交通関係を除く。）を犯した（犯罪に触れる行為をした）少年をいう。

※② 少年人口比とは、14歳から19歳の県人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

※③ 成人人口比とは、20歳以上の県人口1,000人当たりの検挙人員をいいます。

表5 刑法犯少年の学職別構成比の変化

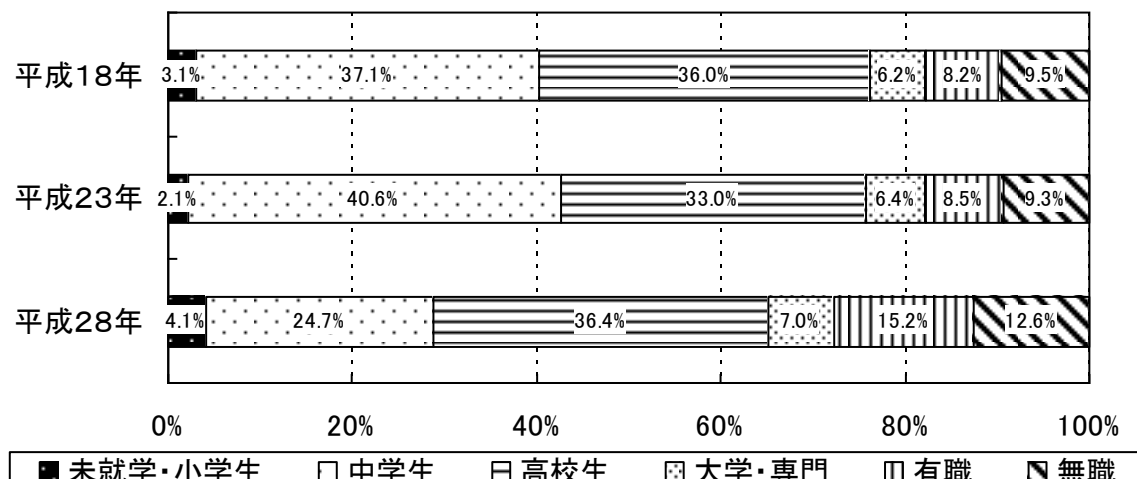
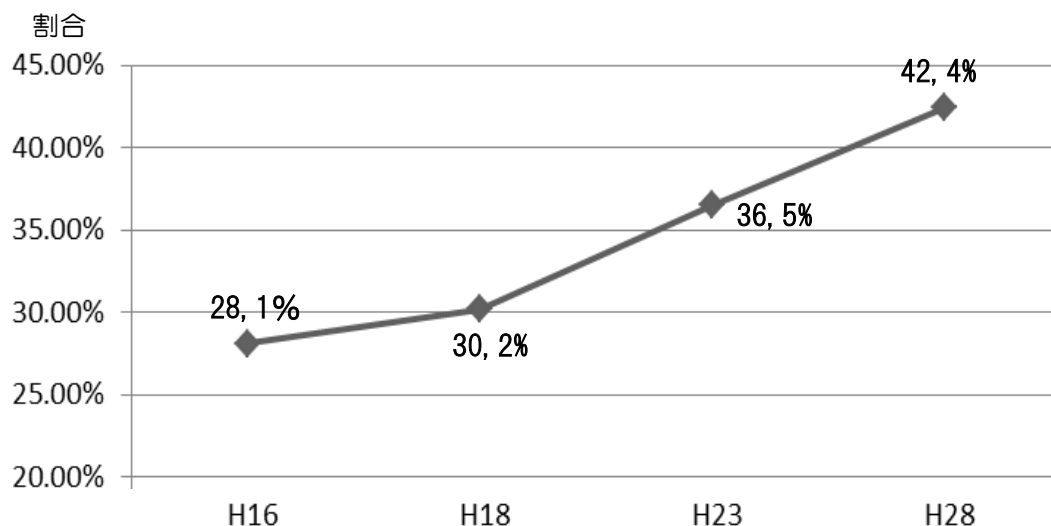


表6 刑法犯少年の再非行率



(5) 埼玉県内の子どもに対する声かけ事案の状況

平成28年に埼玉県警察が認知した声かけ事案※の件数は3,045件（被害者総数：5,434人）で、前年より564件増加しています。

平成28年の声かけ事案の傾向は、以下のとおりです。

- 小学生の被行為者は2,907人（全体の約54%）、中学生の被行為者数は1,292人（全体の約24%）であり、小中学生が被行為者数全体の約77%を占める。
- 女子が被行為者数の約60%を占める。
- 15時台～18時台に発生が集中、認知件数全体の約55%を占める。
- 下校・帰宅途中の発生が、認知件数全体の約56%を占める。
- 道路上における発生が、認知件数全体の約77%を占める。
- 単独行動時における発生が、認知件数全体の約66%を占める。
- 高校生の被行為者は914人（前年比約+45%）で、被行為者数の約17%を占め、うち、約94%が女子生徒である。

※ 声かけ事案とは、18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」、「手を引く」、「肩に手をかける」、「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案をいう。

※ 声かけ事案の行為者を「行為者」とし、同行為を受けた者を「被行為者」とする。

(6) 吉川市内の振り込め詐欺の被害発生件数・被害額 【埼玉県警察吉川警察署資料】

市内の振り込め詐欺の件数は、平成27年が13件とピークで、平成28年は4件と減少しました。しかし被害額は平成27年が13件で2,662万5千円でしたが平成28年は4件で1,099万5千円と、1件当たりの被害額の増加傾向がみられます。

年	認知件数	被害額
平成24年	2件	94万円
平成25年	5件	1,400万円
平成26年	7件	1,170万2千円
平成27年	13件	2,662万5千円
平成28年	4件	1,099万5千円

2 市民の意識

平成28年6月に本市が実施した市民意識調査では、吉川市の住み心地を「よい」と感じる理由に、「犯罪の少なさ」をあげた割合が68.9%となっております。

吉川市の住み心地を「わるい」と感じる理由で、「犯罪の多さ」をあげた割合は24.2%となっております。

この調査結果から、防犯体制の充実の取り組みは、市として力を入れるべき施策の一つであることが伺えます。

【市民意識調査結果より抜粋】

3. 吉川市の住み心地

(3)-1 吉川市の住み心地を「よい」と感じた理由

～ 住み心地を「よい」と感じる点として7割以上の回答者が「自然環境(多さ)」、「災害(少なさ)」、「生活環境」をあげている ～

吉川市の住み心地を「よい」と感じる理由をうかがった結果、「自然環境(多さ)」が80.8%(前年度調査2番目)で最も多い。2番目「自然環境(多さ)」が76.5%(前年度調査1番目)、3番目「生活環境」が70.8%(前年度調査4番目)の順番となり、平成28年度調査では、「自然環境(多さ)」が前年度調査から2.7ポイント増加し、「災害(少なさ)」が前年度調査から6.9ポイント、「犯罪(少なさ)」が前年度調査から5.6ポイントそれぞれ減少している。

第3章 防犯まちづくり計画

1 基本目標

みんなで力を合わせ 犯罪を起こさせないまちづくり

本計画は、主に市民の身近な場所で発生する犯罪を対象としています。

これらの犯罪を未然に防止するためには、防犯意識の高揚や地域での自主的な防犯活動、犯罪防止に配慮した環境整備などに取り組むことにより、犯行の機会を与えないことが重要です。

このため、本計画では、市と市民、地域、事業所、県、警察が連携、協力し、犯罪を誘発する機会を除去し、犯罪を起こさせない安全で安心できるまちづくりを目指します。

2 数値目標

街頭犯罪と侵入盗の犯罪発生件数（人口千人当たり）

平成28年：4.9件 ⇒ 平成34年：4.8件以下
(4.9件=343件÷70,062人×千人)
(人口は埼玉県HPの犯罪率一覧平成28年確定値より)

市民意識調査 平成28年：68.9% ⇒ 平成34年：70%以上
(吉川市の住み心地を「よい」と感じる理由「犯罪の少なさ」をあげる割合)

自主防犯団体数 平成28年：96団体⇒平成34年：100団体以上

青パト貸出件数 平成28年：379回 ⇒ 平成34年：400回以上

3 基本方向

防犯のまちづくりは、市と市民、地域、事業所、県、警察が連携、協力し、次の事項を基本として推進します。

- (1) 防犯意識の高揚
- (2) 地域の防犯力の向上
- (3) 子どもの安全確保
- (4) 安全・安心な都市環境づくり
- (5) 規範意識の高揚

4 役割分担

防犯のまちづくりを進めるためには、市と市民、地域、事業所、県、警察それぞれの役割を明らかにし、その役割について責任を持って取り組むことが必要です。

(1) 市の主な役割

- ①自主防犯活動団体や警察などの関係機関及び関係団体との連携を強化します。
- ②防犯意識の高揚を図るとともに、防犯活動の充実や防犯設備の整備を図ります。
- ③市内の連携体制を充実させ、防犯施策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 市民の主な役割

- ①「自らの安全は自ら守ろう」を合言葉に、防犯意識を高めるよう努めます。
- ②住宅などの防犯対策に努めます。
- ③自治会活動や防犯活動などに参加するよう努めます。

(3) 地域の主な役割

- ①地域のコミュニケーションを深めるよう努めます。
- ②地域での防犯活動に努めます。
- ③子どもや青少年の見守りに努めます。

(4) 事業所の主な役割

- ①従業員の防犯意識の向上に努めます。
- ②所有又は管理する施設などの防犯対策に努めます。
- ③自主防犯活動団体や行政などが行う防犯活動に協力するよう努めます。

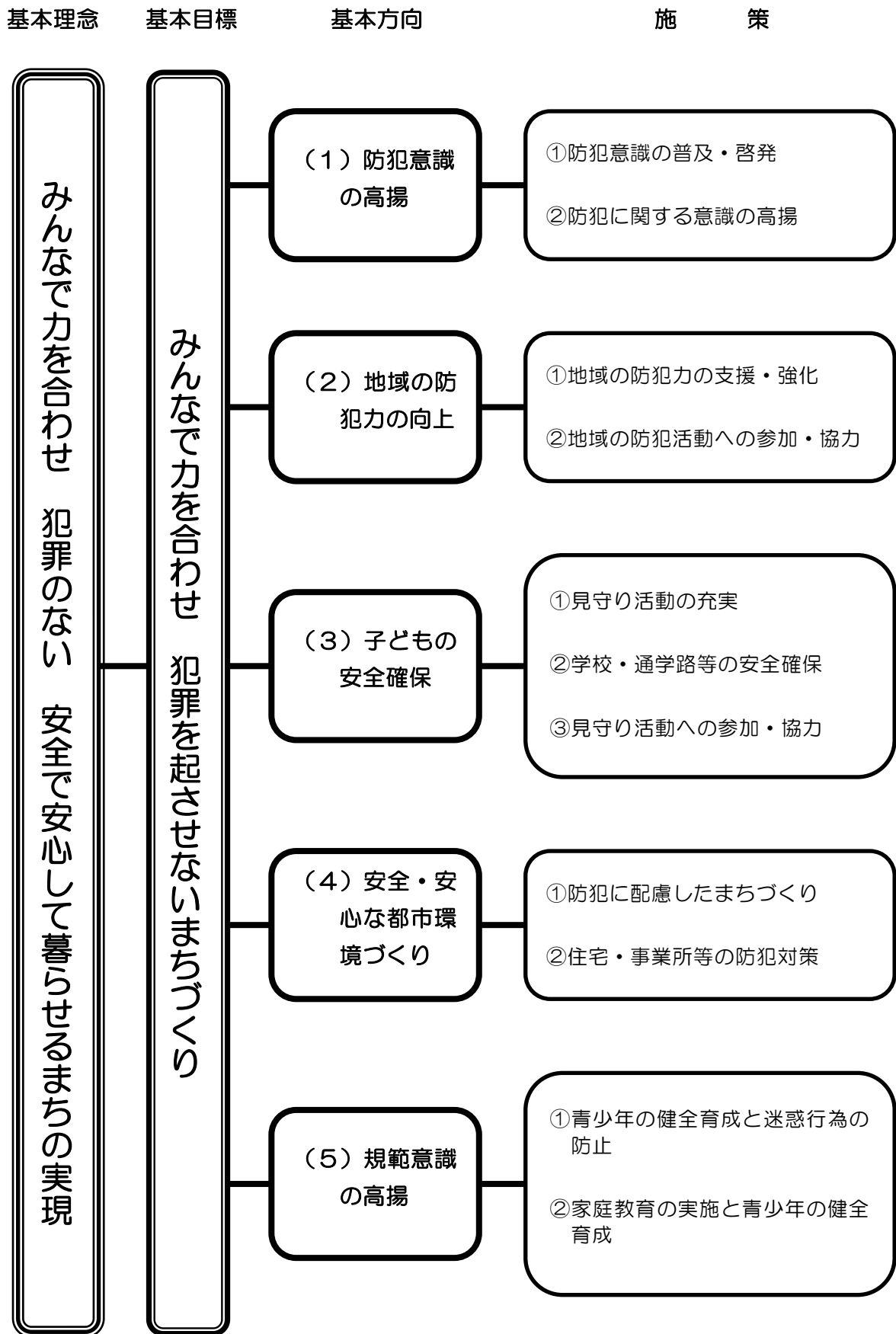
(5) 県の主な役割

- ①県内の広域的かつ総合的な防犯施策を推進します。
- ②市や自主防犯活動団体などの防犯施策を支援します。

(6) 警察の主な役割

- ①パトロールや街頭活動など犯罪対策を強化します。
- ②自主防犯活動団体や市、学校などとの連携を強化します。
- ③犯罪情報を提供します。
- ④犯罪の取締りを徹底します。

5 施策の体系



6 施策の内容

(1) 防犯意識の高揚

【埼玉県防犯のまちづくり推進計画より抜粋】

施策の内容

犯罪を起こさせにくい地域環境をつくるためには、まず、県民自らが身近な犯罪の発生状況をきちんと把握した上で、「自分の安全は自分で守る」という防犯意識の高揚を図り、率先して防犯対策を講じることが重要です。

そこで、県、警察及び市町村が連携・協力して、犯罪発生状況や防犯対策などに関する情報を、広く、早く、分かりやすく、県民に発信していきます。また、県民の防犯意識を高めるための講座やキャンペーンなどを継続的に実施します。さらに、個人や事業者等が自ら実施する防犯対策を積極的に支援します。

主な取組

- ① 広く、早く、分かりやすい防犯情報の発信
 - ・テレビ、新聞、インターネット、携帯電話、スマートフォン等を活用した多様な広報媒体による的確な情報発信
 - ・子ども、高齢者、女性、障害者、外国人など対象に応じた防犯情報の提供
 - ・地域住民に対して防犯情報を発信する市町村への支援
- ② 県民や事業者等の防犯意識の啓発
 - ・自治会等を対象とした県職員による防犯のまちづくり出前講座の積極的な実施
 - ・子どもから高齢者まで幅広い層を対象とした警察官による防犯講話の実施
 - ・防犯のまちづくり街頭キャンペーン等の実施
 - ・若い世代の防犯ボランティアによる啓発活動等の実施
 - ・地域住民への防犯意識啓発活動を実施する市町村への支援
- ③ 県民や事業者等が自ら実施する防犯対策の推進
 - ・県民への防犯のまちづくりに関するマニュアル等の提供
 - ・個人及び家庭の防犯対策の向上に役立つ防犯機器や防犯用品等の普及
 - ・地域住民を対象とした防犯講習会等を開催する市町村への支援
 - ・業種に応じた犯罪情報の提供及び防犯指導など事業者への支援
 - ・金融機関や深夜物品販売等事業者※の防犯対策に対する支援

※「深夜物品販売等事業者」

：埼玉県防犯のまちづくり推進条例で、深夜（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）に物品の販売等を業として行う者の防犯対策について規定し、規則により①スーパーマーケット、②コンビニエンスストア、③レンタルビデオ・CD店、④ガソリンスタンドを営む者を規定している。

①防犯意識の普及・啓発（市の取組）

取組事項	主な内容	担当課
犯罪情報、防犯知識の提供	犯罪の発生状況や防犯に関する知識を広報「よしかわ」や市ホームページなどにより、情報提供します。	危機管理課
啓発活動の実施	横断幕やのぼり旗の掲示、また、街頭キャンペーンの実施などにより、防犯意識の普及・啓発に努めます。老人福祉センターでの振り込め詐欺防止の啓発に努めます。	危機管理課
防犯教育の推進	警察や県と連携し、防犯に関する出前講座などを開催します。	危機管理課
女性・高齢者・障がい者に対する防犯対策の推進	ひったくりやわいせつ行為、振り込め詐欺などの犯罪被害や、DVなどの暴力被害に遭いやすい女性や高齢者、障がい者に対し、被害から身を守る上で必要な知識の普及・啓発や、相談窓口の周知に努めます。	市民参加推課 商工課 地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課

②防犯に関する意識の高揚（市民・地域・事業所の取組）

行動規範

《市民》

◇「自らの安全は自ら守ろう」を合言葉に、防犯知識を習得し、防犯意識の向上に努めます。

《地域》

◇防犯研修会などを開催し、地域住民の防犯意識の向上に努めます。

《事業所》

◇防犯教育などを実施し、従業員の防犯意識の向上に努めます。

(2) 地域の防犯力の向上

【埼玉県防犯のまちづくり推進計画より抜粋】

施策の内容

本県では、日本一の数を誇る自主防犯活動団体「わがまち防犯隊※」や地域に密着した事業者等による地域の安全・安心を守るための活動が活発に展開されています。

こうした県民や事業者等による防犯活動の維持・拡大を図ると同時に、県民、事業者、市町村、県、警察等の連携を強化し、県民総ぐるみで防犯のまちづくりを推進します。また、犯罪被害者等に対する相談体制をさらに充実させるとともに、関係各機関の連携・協力により支援活動を効果的に推進します。

主な取組

① 自主防犯活動のさらなる活性化

- ・自治会、企業の社員、大学生等による自主防犯活動団体の新規結成の促進
- ・自主防犯活動団体への新規活動メンバーの加入促進に向けた支援
- ・青色防犯パトロール※活動を開始又は拡大する団体に対する支援
- ・自主防犯活動団体を対象とした研修の実施
- ・自主防犯活動団体への犯罪情報の提供やパトロール指導・助言等の実施
- ・自主防犯活動の充実・強化に取り組む市町村への支援
- ・自主防犯活動団体に対する表彰等の実施

② 事業者等による防犯活動の拡大

- ・埼玉県防犯のまちづくりに関する協定※に基づく事業者等による防犯活動の拡大
- ・地域安全協定※等に基づく地域の事業者等による防犯活動の促進

③ 県民、事業者等及び行政による連携の促進

- ・埼玉県防犯のまちづくり推進会議※など県民総ぐるみによる推進体制の強化
- ・県民、事業者等及び行政による「減らそう犯罪の日※」一斉パトロールの実施
- ・自主防犯活動団体、事業者等及び行政の相互連携を図る地域防犯ネットワークの形成

④ 犯罪被害者支援活動の充実・強化

- ・県、警察及び公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター※による迅速かつ的確なワンストップ相談・支援の実施
- ・市町村における犯罪被害者相談・支援体制の充実に向けた支援
- ・犯罪被害者支援制度や相談窓口等に関する広報の実施
- ・埼玉県犯罪被害者支援推進協議会※を中心とした関係機関との連携の強化

※「わがまち防犯隊」

：自主防犯活動団体の本県における愛称。平成 18 年度に公募により決定。

※「青色防犯パトロール」

：青色回転灯を装備する自動車を使用し、かつ、青色回転灯を点灯させて行う自主防犯パトロール。

※「埼玉県防犯のまちづくりに関する協定」

：県及び警察が、県内全域または広域を巡回する事業者や団体等と協定を締結し、巡回中に不審者を目撃した場合の通報や、保護を必要とする人を発見した場合の救護や通報について協力を依頼するもの。

※「地域安全協定」

：自治体や防犯関係団体・地域の事業者等と「犯罪の被害に遭い、又は遭いそうになった子ども等の一時保護と警察への通報」、「子どもの見守り活動と犯罪や不審者を目撃した際の警察への通報」等を内容とする協定。

※「埼玉県防犯のまちづくり推進会議」

：埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づき、市町村、県民及び事業者が連携・協力し、防犯のまちづくりを県民総ぐるみで推進することによって、犯罪のない「日本一安心・安全な埼玉県」を実現することを目的として、平成 17 年度に行政、地域団体及び事業者等を構成員として設立。平成 29 年 6 月現在 161 団体。

※「減らそう犯罪の日」

：埼玉県防犯のまちづくり推進条例により、県民の防犯意識の向上と県民参加による取組による犯罪の減少を図るため、10 月 11 日を減らそう犯罪の日としている。

※「公益社団法人埼玉犯罪被害者支援センター」

：平成 14 年に設立された無償で被害者の各種支援活動を行っている犯罪被害者等早期援助団体（民間支援団体）。平成 16 年に社団法人化、平成 23 年に公益社団法人に移行。

※「埼玉県犯罪被害者支援推進協議会」

：行政機関及び民間団体等の緊密な連携と相互協力により、犯罪被害者等に対する各種支援活動を効果的に推進するため、警察、県、検察、保護観察所、弁護士会、医師会などの関係機関・団体により、平成 10 年に設立された協議会。

①地域の防犯力の支援・強化（市の取組）

取組事項	主な内容	担当課
地域コミュニティづくりの促進	イベントなどを通し、市民同士の心のふれあいにより、ふるさとづくりとともに地域への関心を高め、積極的な地域活動への参加を促進します。	市民参加推課
自治会等の支援	自治会組織の活性化のため、活動に対する補助などにより運営等の支援を行います。また、安心して市民活動に参加できるように市民活動補償制度への加入を促進します。	市民参加推課
自主防犯活動団体の拡充	県や警察と連携し、出前講座などを実施し、自主防犯活動団体の増加に努めます。	危機管理課
犯罪情報の提供	自主防犯活動団体に対し、犯罪の発生状況などの犯罪情報を電子メールやツイッターにより、速やかに情報提供します。	危機管理課
自主防犯活動の充実	警察や県と連携し、自主防犯団体の活動を充実するため、講師を派遣します。	危機管理課
人材の育成	県の地域リーダー養成講座の参加を促進し、また、警察と連携し、地域の防犯活動の中心となる人材の養成に努めます。	危機管理課
防犯活動拠点の整備	自主防犯活動団体の活動拠点の整備を検討します。	危機管理課
防犯用具の貸与	自主防犯活動団体に対し、パトロールなどに必要な防犯用具を貸与します。	危機管理課
青色回転灯装着車の拡充	広域的にパトロールを実施する自主防犯活動団体への青色回転灯装着車の貸与を行います。新規に青色回転灯装着車を希望する自主防犯活動団体への申請支援を行います。	危機管理課
防犯協会・地域防犯推進委員の支援	防犯協会や地域防犯推進委員との連携を強化するとともに、活動を支援します。	危機管理課
吉川市わがまち防犯隊連絡会の支援	連絡会で開催する会議や研修会、防犯活動などを支援します。	危機管理課
DV及び児童虐待防止のための関係機関との連携強化	配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくりのために、DV防止地域サポーター等との連携に努めます。また、児童虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を強化し、要保護児童及びその家族への適切な支援に努めます。	市民参加推進課 子育て支援課

取組事項	主な内容	担当課
民生委員・児童委員・主任児童委員の支援	高齢者への見守り、声かけなどを支援します。	地域福祉課
要援護者見守りネットワークの支援	高齢者などの要援護者の異変、事故や事件、消費者被害等に気付いた際に、市や警察、関係機関、民生委員・児童委員、地域包括センター、消費者安全確保地域協議会との連絡・情報共有などを支援します。	地域福祉課
消費者安全確保地域協議会	地域で高齢者を見守る人が消費者被害の端緒をいち早く察知し消費生活センターにつなげます。また、消費生活センターからの悪質商法に関する情報が見守り対象者や見守り活動を行う人にいきわたることで消費者被害の早期発見、未然防止に努めます。	商工課
事業所との協力体制の拡充	地域を巡回する郵便事業、バス会社、タクシー会社、一般廃棄物収集運搬業者などの事業所と連携し、犯罪情報の通報体制を拡充します。	政策室 危機管理課 環境課
消防署・消防団におけるパトロールの推進	火災予防運動や施設の点検などの際に、防犯パトロールも併せて行います。	吉川松伏消防組合

②地域の防犯活動への参加・協力（市民・地域・事業所の取組）

行動規範

《市民》

- ◇自治会や自主防犯活動団体などの活動に参加・協力するよう努めます。
- ◇犯罪・不審者を発見したときや犯罪に遭ったとき、また遭いそうになったときは、直ちに警察へ連絡します。
- ◇あいさつ運動の推進に努めます。
- ◇市や県などが実施する防犯事業に参加・協力するよう努めます。

《地域》

- ◇自主防犯活動団体の結成に努めます。また、自主防犯活動団体の活性化・継続化に努めます。
- ◇地域のコミュニティの活性化に努めます。
- ◇あいさつ運動の推進に努めます。
- ◇市や県などが実施する防犯事業に参加・協力するよう努めます。

《事業所》

- ◇自主防犯活動団体や行政などが行う防犯活動に参加・協力するよう努めます。
- ◇犯罪・不審者を発見したときは、直ちに警察へ連絡します。

(3) 子どもの安全確保

【埼玉県防犯のまちづくり推進計画より抜粋】

施策の内容

次代を担う大切な子どもたちを犯罪から守るためには、地域、学校、行政及び警察が連携して見守っていく必要があります。また、子どもたちが犯罪から自分自身を守る能力を身に付けていくことも重要です。

そのため、地域ぐるみで子どもの安全を確保する体制をさらに強化するとともに、学校等の安全管理体制等の整備を積極的に支援します。また、子どもの危機回避能力を高めるため学校等における防犯教育等をさらに充実させます。

主な取組

- ① 子どもを地域全体で守る体制の強化
 - ・自主防犯活動団体、PTA、学校応援団※等による登下校時の見守り活動等の促進
 - ・通学路安全パトロールの指導等を行うスクールガード・リーダー※の配置
 - ・子ども110番の家※による見守り活動への支援
 - ・ガソリンスタンドやコンビニエンスストア等との連携による事業所・店舗の地域セーフティステーション※化の推進
- ② 学校を中心とした安全への取組の強化
 - ・全ての学校における施設・設備の安全点検や児童生徒への安全指導等に関する計画の作成及び適切な実施
 - ・各学校における危機管理マニュアルの見直し及び活用の推進
 - ・教職員に対する安全教育指導者講習会及び防犯研修会の実施
 - ・学校等へのきめ細かな犯罪情報の提供
 - ・学校の防犯機器等の整備を行う市町村への支援
- ③ 子どもの危機回避能力を高める取組の推進
 - ・学校と警察の連携による防犯教室等の実施
 - ・各学校における地域安全マップ※の見直しの推進
 - ・児童生徒への防犯ブザー等の防犯用具の普及に取り組む市町村への支援

※「学校応援団」

：学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。

※「スクールガード・リーダー」

：学校などを巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。

※「子ども110番の家」

：児童生徒の登下校を中心に、不審者に遭遇したり、不慮の危険に巻き込まれた場合に、児童生徒が駆け込むことができる家や商店等。

※「セーフティステーション」

：犯罪被害等に遭遇した場合の保護や通報等、住民が犯罪の被害や不審者に遭遇した場合に駆け込める事業所等。

※「地域安全マップ」：

：子どもの安全を確保するために、通学路上の要注意箇所などを示した地図。子どもたち自身が通学路などを点検し、犯罪が起こりやすい場所を地図にする作業を通じて、子どもたちの被害防止（危険予測）能力が高まることが期待できる。また、保護者や地域住民にもマップづくりに参加してもらうことで、地域の防犯力向上にもつながる。

①見守り活動の充実（市の取組）

取組事項	主な内容	担当課
防犯用具の貸与（再掲）	自主防犯活動団体に対し、パトロールなどに必要な防犯用具を貸与します。	危機管理課
青色防犯パトロールの実施	青色回転灯装着車による防犯パトロールを実施します。	危機管理課 学校教育課
子どもの見守り活動の啓発	広報、市公式ホームページ、防災行政無線などにより、子どもの見守り活動を啓発します。	危機管理課 学校教育課
事業所との協力体制の拡充（再掲）	地域を巡回する郵便事業、バス会社、タクシー会社、一般廃棄物収集運搬業者などの事業所と連携し、犯罪情報の通報体制を拡充します。	政策室 危機管理課 環境課
民生委員・児童委員、主任児童委員の支援	民生委員・児童委員、主任児童委員の担当地区内の児童（家庭）への見守り、声かけなどを支援します。	地域福祉課
交通指導員の支援	交通指導員による登校時の立哨指導を支援します。	危機管理課 学校教育課
P T Aの支援	P T Aによる登下校の見守り活動を支援します。	学校教育課 生涯学習課
学校応援団の支援	学校応援団による児童生徒の登下校見守り活動を支援します。	学校教育課
スクールガードリーダーの支援	スクールガードリーダーによる見守り活動を支援します。	学校教育課
補導委員会委員の支援	非行防止や児童の安全のため、補導委員による市内の学校周辺や公園等での見守り、声かけ運動を支援します。	学校教育課

②学校・通学路等の安全確保（市の取組）

取組事項	主な内容	担当課
学校等における防犯用具・防犯設備の整備	学校や保育所、学童保育室において、防犯用具や防犯設備の整備に努めます。	教育総務課 保育幼稚園課
防犯管理体制の整備	不審者などに対する防犯対策マニュアルの作成や迅速な一斉下校の実施体制、犯罪情報の収集・連絡体制などを整備します。	学校教育課 保育幼稚園課
防犯教室の実施	防犯に関する知識、危険な場面に遭遇したときの対処などの知識を身に付けるため、児童生徒を対象とした防犯教室を実施します。	学校教育課
教職員の防犯知識の向上	県の防犯教室指導者研修会などに参加し、教職員の資質向上を図ります。	学校教育課
「子ども110番の家」の普及促進	子どもたちの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の設置を促進します。	学校教育課 生涯学習課
スクールガードの育成	子どもたちの安全を確保するため、各小学校にスクールガード※を配置します。	学校教育課
学校などの安全点検	防犯に配慮した門扉、教室、フェンスなどの安全点検・安全管理を進めます。	教育総務課 学校教育課
地域安全マップの作成	通学路や公園などにおける危険箇所などを把握するため、各学校において地域安全マップを作成します。	学校教育課
犯罪情報の共有	児童生徒などに対する犯罪などの情報を保護者、地域、関係機関などと共有します。	学校教育課 保育幼稚園課
P T A・自主防犯活動団体との連携強化	登下校時などの安全確保を図るため、P T Aや自主防犯活動団体相互の連携に努めます。	学校教育課 生涯学習課
道路・公園の防犯対策	防犯灯や樹木の剪定などの適正な維持管理を行うとともに、防犯灯の計画的な整備に努め、死角や暗がりの減少に努めます。また、自治会等による道路や公園の維持管理を促進します。	道路公園課 危機管理課

③見守り活動への参加・協力（市民・地域・事業所の取組）

行動規範

《市民》

- ◇登下校時などにおいて、家の玄関前の掃除や散歩・買い物など、家の外で子どもを見守るよう努めます。
- ◇家庭では、子どもたちへの防犯教育に努めます。
- ◇子どもたちの緊急避難場所となる「子ども110番の家」に協力するよう努めます。
- ◇犯罪・不審者を発見したときは、直ちに警察へ連絡します。

◇あいさつ運動の推進に努めます。(再掲)

《地域》

◇あいさつ運動の推進に努めます。(再掲)

◇通学路や子どもたちの遊び場などの安全点検や防犯パトロールなどに努めます。

《事業所》

◇地域や行政などが行う、子どもの見守り活動に協力するよう努めます。

◇犯罪・不審者を発見したときは、直ちに警察へ連絡します。(再掲)

※スクールガードとは、児童生徒の登下校時の見守りなどを行う、学校安全ボランティアの方をいいます。

(4) 安全・安心な都市環境づくり

【埼玉県防犯のまちづくり推進計画より抜粋】

施策の内容

防犯のまちづくりを進めるに当たっては、道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共空間、住宅、事業所等において、防犯に配慮した構造、設備、配置等を工夫し、犯罪が発生しにくい環境を整備することが必要です。

そのため、引き続き「埼玉県防犯指針※」に基づく公共空間の整備を進めるとともに、公共空間への防犯カメラの適正な設置・運用を支援します。また、防犯性の高い住宅や建物の普及を推進するとともに、犯罪の温床になりやすい空き地・空き家の適正な管理に向けた対策を促進します。

主な取組

- ① 公共空間の防犯性のさらなる向上
 - ・防犯性の高い道路や公園等の整備及び維持管理の推進
 - ・防犯に配慮したまちづくりに向けた市町村等への助言
 - ・駐車場や共同住宅等の施設設置・管理者への防犯対策に関する助言・提案
 - ・防犯のまちづくり実践事例集※を活用した自治会等向け出前講座の実施
 - ・公共空間への防犯カメラ等の整備の促進
 - ・防犯カメラの適正な設置と運用の普及
- ② 防犯性の高い住宅の普及・拡大
 - ・インターネットを利用した「住まいの簡易防犯診断※」の普及
 - ・「住まいの防犯アドバイザー※」による無料相談会や専門診断等の実施
 - ・住宅用防犯機器の紹介等による家庭における防犯対策に関する知識の普及
- ③ 空き地、空き家等対策の推進
 - ・自主防犯活動団体との連携による空き地・空き家の点検改善活動の促進
 - ・空き家の安全対策と利活用策等に関する市町村への情報提供

※「埼玉県防犯指針」

：埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づき、「学校等における児童等の安全を確保するための指針」、「通学路等における児童等の安全を確保するための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」及び「防犯カメラの設置と利用に関する指針」の5つの指針で構成される。これらの指針に基づき、防犯に配慮した環境整備を進めることにより、犯罪を起させにくい地域社会の実現に資するもの。

※「防犯のまちづくり実践事例集」

：防犯の視点から道路や公園などの生活空間を改善した事例を中心に、実践されている防犯対策の事例を収集したもの。

※「住まいの簡易防犯診断」

：建物所有者等が既存住宅の防犯性を自ら診断することができるインターネット上のサービス。県及び埼玉県住まいづくり協議会が協働で提供している。

※「住まいの防犯アドバイザー」

：県民からの依頼により、埼玉県住まいづくり協議会の登録を受けた建築士・防犯設備士等が、現地に向いて住宅の防犯性に関する専門的な診断及び防犯性向上のための相談を行うもの。

①防犯に配慮したまちづくり（市の取組）

取組事項	主な内容	担当課
職員パトロールの実施	公用車に防犯ステッカーを貼り、公用車で外出する際は職員によるパトロールを実施します。	危機管理課
迷惑行為の対策	ゴミのポイ捨てや歩きタバコ、落書き、違法駐車、放置自転車、違反している立て看板などの迷惑行為の防止対策を実施します。	危機管理課 環境課 都市計画課
道路・公園の防犯対策	防犯灯や樹木の剪定などの適正な維持管理を行うとともに、防犯灯の計画的な整備に努め、死角や暗がりの減少に努めます。また、自治会等による道路や公園の維持管理を促進します。	道路公園課 危機管理課
住宅などの防犯対策	住宅の防犯に関する情報提供を図るとともに、住宅や駐車場などの開発に伴う防犯灯の設置などを指導します。また、地区計画などのまちづくりルールを促進し、垣・柵などの生け垣又は透視可能な柵の設置を促進します。	危機管理課 都市計画課
公共施設や公共空間の防犯対策	公共施設や公共空間の安全点検・安全管理に努めます。また、公共施設の防犯カメラ等設備の整備を促進し、公共空間の防犯カメラ等設備の整備を検討します。	関係各課
交番の設置	関係機関に交番の新設を要望します。	危機管理課
防犯活動拠点の整備（再掲）	自主防犯活動団体の活動拠点の整備を検討します。	危機管理課
民有空閑地の除草指導	犯罪、ごみの不法投棄や火災の発生を防止するため、空閑地の雑草繁茂状況の確認、所有者への除去指導等を実施します。	環境課
空き家の適正管理	適正管理されていない空き家が危険個所とならないよう、現状把握に努めるとともに、所有者へ適正管理や利活用を促します。	危機管理課 都市計画課

②住宅・事業所等の防犯対策（市民・地域・事業所の取組）

行動規範

《市民》

- ◇門灯・玄関灯の夜間点灯に努めます。
- ◇補助錠やセンサーライトの取り付けなど、住宅の防犯対策に努めます。
- ◇塀は、ブロック塀ではなく、生け垣や透視可能な柵の設置に努めます。

《地域》

- ◇地域の安全点検や落書き消し、市の指導のもと違反している立て看板の除去など、環境美化に努めます。
- ◇道路・公園の清掃や除草など、維持管理に努めます。

《事業所》

- ◇事業所、駐車場などを開発する際は、防犯を考慮し、屋外照明や防犯設備の整備に努めます。また、屋外照明の夜間点灯に努めます。
- ◇防犯マニュアルなどの作成に努めます。

(5) 規範意識の高揚

【埼玉県防犯のまちづくり推進計画より抜粋】

施策の内容

子どもたちの健やかな成長を促し、自立した社会人に育てていくためには、社会全体で子どもたちの規範意識の育成に取り組むことが重要です。また、大人の規範意識の低下は、子どもたちの行動に悪影響を及ぼすことから、大人の規範意識の高揚を図っていかねばなりません。

そのため、子どもの健全育成に引き続き努めるとともに、非行や問題行動等への対応を充実させます。また、有害な社会環境の浄化を徹底するなど大人社会のモラルの向上を図ります。

主な取組

- ① 子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実
 - ・学校と警察の連携による非行防止教室の実施
 - ・非行防止県民運動や非行防止キャンペーンなどの啓発活動の実施
 - ・「いじめ・非行防止ネットワーク※」や「いじめ・非行対応支援チーム※」などによる学校への支援
 - ・非行や問題行動等が深刻化している学校へのスクール・サポーター※の派遣
- ② 非行防止パトロール活動等の促進
 - ・市町村との連携による非行防止パトロール声かけ活動の促進
 - ・少年非行防止ボランティア、警察官及び少年補導員の協働による街頭補導の実施
 - ・深夜営業者等と連携した深夜徘徊ストップ運動の推進
 - ・インターネットによるいじめの監視等を行うネットパトロールの実施
 - ・インターネットで不適切な書き込みを行う子どもに注意指導するサイバー補導※の実施
- ③ 薬物乱用防止対策の推進
 - ・薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止教室やキャンペーンの実施
 - ・危険ドラッグ※販売店舗への立入検査の実施
 - ・インターネット上の危険ドラッグ販売サイトへの警告
- ④ 子どもの立ち直り支援
 - ・非行等からの立ち直り支援団体を紹介する「青少年立ち直り支援サイト※」の運営
 - ・関係行政機関や民間団体等の連携による青少年立ち直り体験交流会等の開催
 - ・埼玉県警察少年サポートセンター※における非行問題等に関する少年相談の実施
- ⑤ 大人社会のモラルの醸成
 - ・地域住民による挨拶運動や環境美化活動等の促進
 - ・有害図書や有害動画の区分陳列等に関する立入調査や指導等の実施
 - ・インターネット上の有害情報から子どもを守るフィルタリングサービス※等の普及
 - ・インターネット上の違法・有害情報の排除に向けた取組の強化

※「いじめ・非行防止ネットワーク」

：いじめや非行、問題行動の未然防止を目的として、学校、市町村教育委員会、警察、地域ボランティア、民生・児童委員、PTA等で構成されるネットワークで、生徒指導に係る情報交換や取組についての協議、校内巡回や挨拶運動など地域の力を活用した幅広い支援を行う。

※「いじめ・非行対応支援チーム」

：学校だけでは対応困難ないじめ等への早期対応・早期解決を目的として、学校、市町村教育委員会、警察、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成されるチームで、事案の背景分析を行うとともに支援計画を策定し、専門的知識を生かした支援を行う。

※「スクール・サポーター」

：問題行動が深刻化した中学校からの要請に基づいて派遣される非常勤職員（元警察官又は教員経験者）で、教職員と連携し、生徒の非行や問題行動への対応や、校内のパトロールを行うなど、生徒の健全育成と校内環境の正常化にむけた支援活動を行っている。

※「サイバー補導」

：インターネット上で援助交際の呼びかけなど不適切な書き込みを発見した際に、警察官が身分を隠してメール等で連絡を取り、直接接して注意や指導を行う対策。

※「危険ドラッグ」

：麻薬や覚醒剤ではないが、それと同じような幻覚や興奮作用などの有害性が疑われる薬物。規制を逃れるために使用目的を芳香剤、ビデオクリーナー、研究用試薬、観賞用植物、ハーブ、お香などと偽り、インターネットなどで販売されている。

※「青少年立ち直り支援サイト」

：非行少年やその保護者の立ち直りを支援するため、非行に関する相談機関や相談事例などの情報を掲載する県が開設しているインターネットサイト。

※「少年サポートセンター」

：少年相談、街頭補導、非行防止教室、被害少年等に対する継続的な支援、広報啓発のための情報発信など少年の非行防止に向けた活動を行っており、県内では埼玉県警察少年サポートセンター（武蔵浦和ラムザタワー内）、西分室（川越警察署内）、北分室（北部機動センター（深谷）内）、東分室（春日部市庄和総合支所内）の4拠点に設置している。

※「フィルタリングサービス」

：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス

① 青少年の健全育成と迷惑行為の防止（市の取組）

取組事項	主な内容	担当課
非行防止教室の実施	児童生徒を対象とした非行防止教室を実施します。	学校教育課
非行防止活動の充実	青少年の非行の未然防止や早期発見、健全育成を図るため、補導活動などを実施します。	学校教育課
健全育成活動の充実	巡回パトロールの実施など、地域ぐるみの健全育成活動を進めます。また、PTA連合会などへの支援と指導者の育成に努めます。	学校教育課 生涯学習課
家庭教育への支援	家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級における学習機会の充実に努めます。また、家庭教育に関する講座などの開設や子育て情報の提供に努めます。	生涯学習課
迷惑行為の防止	ゴミのポイ捨てや歩きタバコ、落書き、違法駐車、放置自転車、愛眼動物（ペット）の糞の不始末などの迷惑行為の防止啓発に努めます。	危機管理課 環境課 学校教育課

② 家庭教育の実施と青少年の健全育成（市民・地域・事業所の取組）

行動規範

《市民》

◇子どもたちの家庭教育に努めます。

《地域》

◇地域での青少年の健全育成に努めます。

《事業所》

◇深夜営業店舗等では、深夜の青少年のたまり場とならないように努めます。

◇店舗等では、たばこ・酒・有害図書などを未成年者に販売しないように徹底します。

第4章 計画の推進

1 推進体制

本計画を、円滑かつ総合的に実施するためには、市と市民、事業所、県、警察などが各々の役割を果たしつつ、連携、協力することが必要です。

そのため、主に次の体制により、本計画を推進します。

(1) 吉川市わがまち防犯隊連絡会

自主防犯活動団体相互における情報や意見の交換の場を設け、相互の連携を強化し、計画を推進します。

(2) 吉川市防犯推進計画庁内会議

防犯のまちづくりに係る関係課の職員を構成員とする庁内会議を開催し、本計画の事業の連携や進行管理、見直しなどを行います。

2 進行管理

事業の進捗については、定期的実施状況を把握し、適切な進行管理に努めます。

また、吉川市わがまち防犯隊連絡会などの意見を踏まえ、より効果的な事業の展開が図れるように努めます。